表を次のように改める。

都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長	事務を行う場合
北海道知事 福島県知事 埼玉県知事 新潟県知事 千葉県知事 富山県知事 東京都知事 石川県知事 福井県知事 山梨県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事 三重県知事 滋賀県知事 京都府知事 大阪府知事 兵庫県知事 奈良県知事 和歌山県知事 鳥取県知事 島根県知事 岡山県知事 広島県知事 山口県知事 徳島県知事 香川県知事 愛媛県知事 高知県知事 福岡県知事 佐賀県知事 長崎県知事 熊本県知事 大分県知事 宮崎県知事 鹿児島県知事 沖縄県知事 札幌市長 仙台市長 さいたま市長 千葉市長 横浜市長 川崎市長 相模原市長 新潟市長 静岡市長 浜松市長 名古屋市長 京都市長 大阪市長 堺市長 神戸市長 岡山市長 広島市長 北九州市長 福岡市長 熊本市長	法第二条第五項第一号及び第二号に規定する消費者事故等が発生した場合（同条第七項第一号及び第二号に規定する重大事故等が発生した場合を含む。）
北海道知事 青森県知事 岩手県知事 宮城県知事 秋田県知事 山形県知事 福島県知事 茨城県知事 栃木県知事 群馬県知事 埼玉県知事 千葉県知事 東京都知事 神奈川県知事 新潟県知事 富山県知事 石川県知事 福井県知事 山梨県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事 三重県知事 滋賀県知事 京都府知事 大阪府知事 兵庫県知事 奈良県知事 和歌山県知事 鳥取県知事 島根県知事 岡山県知事 広島県知事 山口県知事 徳島県知事 香川県知事 愛媛県知事 高知県知事 福岡県知事 佐賀県知事 長崎県知事 熊本県知事 大分県知事 宮崎県知事 鹿児島県知事 沖縄県知事 札幌市長 仙台市長 さいたま市長 千葉市長 横浜市長 川崎市長 相模原市長 新潟市長 静岡市長 浜松市長 名古屋市長 京都市長 大阪市長 堺市長 神戸市長 岡山市長 広島市長 北九州市長 福岡市長 熊本市長	法第二条第五項第三号に規定する消費者事故等が発生した場合（同条第八項第一号及び第二号に規定する多数消費者財産被害事態が発生した場合を含む。）

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○総務省告示第百二十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第三号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、日本赤十字社に対して支出された当該寄附金のうち、平成二十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については平成三十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、採血受入機関の整備、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備並びに支部国際活動基金に充てるための寄附金

○総務省告示第百二十三号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第四項の規定に基づき、平成二十七年に発生した災害に係る同条第一項の地方公共団体を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

都道府県名　市町村名

茨城県　常総市

○総務省告示第百二十四号

激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、平成二十七年に発生した災害に係る令第四十三条第一項の地域、令第四十四条第一項の地域及び令第四十五条第一項の地域を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一　令第四十三条第一項の地域

同項第一号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	郡名	市町村名
福島県	南会津	南会津町
宮城県	刈田	白石市、名取市、角田市、栗原市、大崎市
		蔵王町
	柴田	村田町、川崎町
	伊具	丸森町
	加美	加美町
福島県		いわき市、二本松市、南相馬市、伊達市
	南会津	南会津町
	耶麻	西会津町
茨城県		古河市、下妻市、常総市、坂東市
	猿島	境町
栃木県		栃木市
兵庫県		洲本市
大分県		杵築市
鹿児島県		霧島市、志布志市

二　令第四十四条第一項の市町村

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		一関市、奥州市
宮城県	刈田	白石市、名取市、角田市、栗原市、大崎市
		蔵王町
	柴田	村田町、川崎町
	伊具	丸森町
	加美	加美町
福島県		いわき市、二本松市、南相馬市、伊達市
	南会津	南会津町
	耶麻	西会津町
茨城県		古河市、下妻市、常総市、坂東市
	猿島	境町
栃木県		栃木市
兵庫県		洲本市
大分県		杵築市
鹿児島県		霧島市、志布志市

三　令第四十五条第一項の地域

㈠　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		一関市、奥州市
宮城県		白石市、角田市、栗原市、大崎市
	刈田	蔵王町
	柴田	村田町、川崎町
	伊具	丸森町
	加美	加美町
福島県		いわき市、二本松市、南相馬市、伊達市
	南会津	南会津町
	耶麻	西会津町
茨城県		古河市、下妻市、常総市、坂東市
	猿島	境町
栃木県		栃木市
兵庫県		洲本市
大分県		杵築市
鹿児島県		霧島市、志布志市